

一般社団法人日本パラアイスホッケー協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	組織運営に関する「中長期計画」は2020年に策定したが、昨今の状況をふまえ見直しを行い、改めて策定した。見直し・策定にあたっては、外部専門家のアドバイスのもとで「案」を作成し、理事会で意見を募り修正に反映させ、7月31日にウェブサイト公開した。	1.中長期基本計画 2.理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	人材の採用・育成計画は、前回策定の「中長期基本計画」に記載がなかったため、今回の見直しにあたり、達成目標および課題とその解決に向けた計画を策定した。策定にあたっては、外部専門家のアドバイスのもとで「案」を作成し、理事会で意見を募り修正に反映させ、7月31日にウェブサイト公開した。2020年版に記載のなかった検証・見直しのプロセスも追記した。	1.中長期基本計画 2.理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財務計画は、前回策定の「中長期基本計画」の記載内容が明確でなかった為、達成目標および課題とその解決に向けた計画を策定した。策定にあたっては、外部専門家のアドバイスのもとで「案」を作成し、理事会で意見を募り修正に反映させ、7月31日にウェブサイト公開した。 特に、助成金以外の財源については、既存の協賛社等の募集のほかファン人口の拡大等を含め、財源の多様性と自己財源の確保に向けた計画を策定した。	1.中長期基本計画 2.理事会議事録
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	組織規程第8条で（1）外部理事の割合を25%以上、（2）女性理事の割合を40%以上とすることを記載済。現在の理事は7名で、うち女性は3名(42.9%)であり、目標割合は超えている。外部理事は現状1名(14.3%)であるため、目標割合達成に向け関係各所に協力を依頼中。 外部理事として分類している理事は、他競技団体に所属していることを根拠としている。	3.役員名簿（再提出） 1.中長期基本計画 4.組織規程
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	一般社団法人であり、評議員会は設置しない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会を設置し、年1回以上委員会を開催しているが、2022年度はパラ後の代表選手選考の影響等もあり委員会が開催されなかったが、今後は年1回必ず行う。2024年度は7月27日に開催したので議事録を提出済。 (2) 競技特性として男性が多いためメンバーは現在男性11名であるが、今後は育成から上がってきた女性を入れるなど、選手の増加促進と共に女性の活用を積極的に考えていく。 出身地域ということではバランス良く選定されている。 (3) 委員会開催時は議事録を理事会に提出し、アスリート委員会担当理事を通じて積極的にアスリート委員会の意見を組織運営に反映している。	5.アスリート委員会規程 6.アスリート委員会名簿 7.アスリート委員会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事7名は、一般企業の役員である理事長他、業務執行理事、ドクター、アンチ・ドーピング専門家、現役アスリート2名（パラアイスホッケー・他競技）と多様に亘っている。	3.役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	協会組織規程第8条4項にて、理事の就任時年齢を70歳以下としている。	4.組織規程 45.理事会議事録
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	組織規程第11条で(1)「原則5期（一期2年）を超えて在任してはならない」(2)「当該理事が再度就任する場合は2期以上の期間をあげなければならない」と定めている。 全理事ともに2016年2月の一般社団法人化以来の理事であることから2026年に予定されているミラノパラリンピック前後に計画的に交替することを図っていく。	8.定款 4.組織規程 10.役員候補者選定委員会名簿 11.役員選定委員会記録
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 有識者等による役員候補者選定委員会を設置。合わせて役員候補者選定委員会規程を設置している。(2) 委員会には弁護士・医師などの有識者を配置。(3) 委員会の構成員に現職の理事は含まれていない。	2.組織規程 9.役員候補者選定委員会規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するためにコンプライアンス規程を整備している。	12.コンプライアンス規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	組織運営に必要な規程として「組織規程」のほか下記の規程を整備している。 給与規程・コンプライアンス規程・会計処理規程・旅費等に関する規程・倫理に関するガイドライン・就業規則	4.組織規程・12.コンプライアンス規程・13.給与規程・14.会計処理規程・15.旅費等に関する規程・16.倫理に関するガイドライン・17.就業規則
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	その他法人業務に必要な規程として個人情報保護規程ほか下記の規程を整備している。 個人情報保護規程、危機管理規程、危機管理マニュアル、通報窓口に関する規程	18.個人情報保護規程・19.危機管理規程、20.危機管理マニュアル、21.通報窓口に関する規定

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程としては、「組織規程」第13条ほか下記の規程を整備してい る。給与規程・旅費等に関する規程・就業規則 2016年2月以前の任意団体時期には、理事を含む協会スタッフ全員がボランティアとして無報酬で 協会運営にあたっており、法人格取得後は事務局長を兼ねる執行理事の賃金以外、理事に対する役 員報酬はない。	4.組織規程・13.給与規程・15.旅 費等に関する規程・17.就業規則
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	法人の財産に関する規程としては、「寄付金取扱規程」を整備している。 現在の財産は、流動資産しかないが、金銭と固定資産の取扱いにつき、「会計処理規程」に必要事 項を定めている。	14.会計処理規程・22.寄付金取扱 規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	財政的基盤を整えるための規程として「付随事業に関わる規程」を整備している。	23.付随事業等に関する規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に 関する規程その他選手の権利保護に関す る規程を整備すること	(1) (3) 「代表選手選考規程」、(2) 「スポーツ仲裁規程」および「個人情報保護規程」を整 備し、関連規程の作成者を公平かつ合理的な過程で実践している。	18.個人情報保護規程・24.代表選 手選考規程・25.スポーツ仲裁規 程・26.クラブチームの登録に関 する規程・27.2024-2025シーズ ン強化事業実施要項
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関 する規程を整備すること	独自の審判員制度を持たないため、適用されない（審判員は日本アイスホッケー連盟の有資格者で あり、JIHFの規程等に準拠する）	
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への 相談ルートを確認するなど、専門家に日 常的に相談や問い合わせをできる体制を 確保すること	(1) 現状では、日本財団 パラスポーツサポートセンター（パラサポ）の支援により、法務相談を 受けられる体制にあり、(2) 加えて2020年9月より大谷&パートナーズ法律事務所の大谷弁護士に 無償でサポート頂いており、日常的に相談できる体制になっている。	12.コンプライアンス委員会名 簿・28.協会組織図・44.顧問契約 書【永和総合事務所】
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべ きである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運 営すること	(1) コンプライアンス委員会を設置し、(2) 「組織規程」を整備し、(3) コンプライアンス委 員には女性を含んでいる。 2021年2022年度は委員の日程調整が折り合わず開催を見送ったが、2023年度は開催。今後は前広 に日程調整するなどし、年1回は必ず開催していく。今年度は10月に行う予定である。	4.組織規程・29.コンプライアン ス委員会名簿・31.答申書（2023 年度）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべ きである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に 弁護士、公認会計士、学識経験者等の有 識者を配置すること	コンプライアンス委員には弁護士や学識経験者（医師）を含んでいる。	29.コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育 を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス 教育を実施すること	JPC実施の事務局向け研修会に一部理事が出席、その後理事会等で情報を共有する。また選手向け 研修会・指導者講習会のインテグリティ研修にも一部理事が出席した。今年度もJPC実施の研修会 に参加。	33.インテグリティ研修会実施 メール・43.インテグリティ研 修資料
23	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育 を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライア ンス教育を実施すること	強化指定選手・スタッフ全員（および一部理事）が出席。指導者向けには、指導者講習会中にイン テグリティ研修を実施している。	33.インテグリティ研修会実施 メール
24	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育 を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育 を実施すること	独自の審判員制度はないが、協会事業にかかわる審判員には、インテグリティ研修会の受講を勧め ている。	
25	[原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきで ある	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサ ポートを日常的に受けることができる体 制を構築すること	(1) 日常的に外部専門家のアドバイスを受けられる体制であり、定期的に検証を行っている。 (2) 法務は弁護士とのボランティア相談にて日常的に相談ができる体制があり、財務はパラス スポーツサポートセンターの支援を受け経理のシェアドサービスを利用し、それとは別に、税理士・ 社労士と年間契約を結び体制を構築している。加えて、必要に応じて行政書士・司法書士からの支 援体制を有する。	28.協会組織図・44.顧問契約書 【永和総合事務所】
26	[原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきで ある	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公 正な会計原則を遵守すること	(1) 会計処理規程を整備し、パラススポーツサポートセンターの会計士が3ヶ月毎に会計帳簿を確認 している。 (2) (3) 契約している税理士にも確認を依頼し、年度毎に税理士およびスポンサー企業役員によ る内部監査を行い、監査報告書を作成している。 ・町並監事：永和総合事務所所属税理士・2005年に税理士登録。スポーツ競技団体や国際スポーツ 大会組織委員会・プロリーグの税務・財務に顧問税理士として、また、その他、公益法人の設立、 公益認定申請および運営に関するコンサルティング並びに一般企業・個人の税務に従事。独立行政 法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興事業助成金の実態調査に係るアドバイザー（2012年 ～）、同アスリート助成 助成選定者研修会講師（2014年～）などを務める。 ・柴谷監事：協賛企業の株式会社日立製作所勤務。広報、ブランド、宣伝、渉外業務に従事。スポ ンサーの立場から、健全な競技団体運営を監督・指導。	3.役員名簿・14.会計処理規程・ 34.監査報告書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	会計処理規程および倫理に関するガイドラインを整備している。	14.会計処理規程・16.倫理に関するガイドライン・41.令和3～6年度競技力向上事業補助金確定通知書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	協会HPにおいて決算書および事業報告書を開示している	35.2023（令和5）年度決算報告書・36.2023（令和5）年度事業報告書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	協会HPにおいて選手選考規程を開示し、情報公開が可能になった時点で、選考された選手を掲示している。 https://sledgejapan.org/wp-content/uploads/2021/10/4-2daihyousensyu.pdf	24.代表選手選考規程・32.派遣規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	HPにて情報を開示している。 https://sledgejapan.org/governance/	37.自己説明公表様式
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) コンプライアンス規程にて、利益相反を適切に管理している。なお、会計処理規程を整備し、100万円以上の契約に関しては事前に複数社に見積りを依頼し、理事会の承認を得ることで、客観性・透明性の確保を行っている。 (2) コンプライアンス規程第9条にて「利益相反の防止及び開示」をまた、組織規程第14条で「取引の制限」を規程している。	4.組織規程・12.コンプライアンス規程・14.会計規程・28.協会組織図
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	「利益相反ポリシー」を策定済み。	38.利益相反ポリシーVer2
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) ～ (5) 「通報窓口に関する規程」を整備し、関係者に周知している。	21.通報窓口に関する規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の運用体制を弁護士を中心に整備している。	21.通報窓口に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を処分規程によって定めている。 (2) 処分規程をHPで公開し、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを処分規程に定めている。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否等の手続の期限等が記載された書面にて告知することを処分規程に定めている。	39.処分規程（修正版） 45.理事会議事録
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う場合は、理事会が弁護士を中心としたコンプライアンス委員会に調査等を依頼し、コンプライアンス委員会は入手した資料等を基に処分内容を決定した上で理事会に報告する。理事会はコンプライアンス委員会が判断した処分内容を検討し、最終的に処分の判断を下す。 なお、コンプライアンス委員メンバーは弁護士や学識経験者（医師）を含んでいるので中立性及び専門性が保たれている。	29.コンプライアンス委員会名簿・39.処分規程（修正版）
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 (2) 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 (3) 申立期間については制限を設けていない。	25.スポーツ仲裁規程・39.処分規程（修正版）
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	「スポーツ仲裁規程」を整備し、HPで公開している。 https://sledgejapan.org/wp-content/uploads/2020/06/3-7sportchusai.pdf	25.スポーツ仲裁規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 危機管理体制を構築し、(2) 危機管理規程および危機管理マニュアルを整備し、(3) 一連の流れを策定している。(4) 危機管理マニュアルにおいて緊急対策本部あるいは第三者委員会の設置を定めている。	19.危機管理規程・20.危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間で不祥事は発生していないため、該当しない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間で第三者委員会は設置していないため該当しない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織は存在しないため、該当しない。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	同上	